

フロン類を大気放出することは禁止されています 罰則あり

～車で使用されているフロン類は各法律に基づき、適正な回収が義務づけられています～

自動車では、

①乗車部分を冷やす「**特定エアコンディショナー**（いわゆるカーエアコン）」と、

②架装部分を冷やす「**車載用冷凍機**（輸送用冷凍冷蔵ユニット）」で

フロン類（CFC、HCFC、HFC）が使用されています。 ※HFO（R-1234yf 等）は対象外



特定エアコンディショナー

※使用中自動車の場合：フロン排出抑制法（第二種特定製品）

使用済自動車の場合：自動車リサイクル法

特殊車両のカーエアコン
（第一種特定製品）



車載用冷凍機
（第一種特定製品）



特定エアコンディショナー

自動車で使用されているフロン類を規制する法律は、2つあります。

①フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（**フロン排出抑制法**）

②使用済自動車の再資源化等に関する法律（**自動車リサイクル法**）

フロン排出抑制法では、車載用冷凍機等を「**第一種特定製品**」、特定エアコンディショナーを「**第二種特定製品**」と定めています。

第一種

第一種特定製品に対してフロン類の充填・回収を業として行う場合は、「**第一種フロン類充填回収業者**」の登録が必要となります。

また、**充填・回収に関する基準**に従って作業を行う必要があります。

※特殊自動車等のカーエアコンは、特定エアコンディショナー（第二種特定製品）には該当せず、第一種特定製品に該当します。

第二種

使用済自動車の特定エアコンディショナーからフロン類の回収を業として行う場合は、**自動車リサイクル法**に基づく「**フロン類回収業者**」の登録が必要となります。

また、**回収・運搬に関する基準**に従って作業を行う必要があります。

使用中の自動車の整備時に、特定エアコンディショナーからフロン類の回収を業として行う場合は、両法に基づく登録は不要ですが、**回収・運搬に関する基準**に従って作業を行う必要があります。

罰則

- | | |
|---|-------------------------|
| ◆ 特定製品に充填されているフロン類を大気中に放出した場合（フロン排出抑制法第 103 条 13 号） | } 1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金 |
| ◆ 第一種フロン類充填回収業者の登録を受けずに充填・回収した場合（フロン排出抑制法第 103 条 1 号） | |
| ◆ フロン類回収業者の登録を受けずに回収した場合（自動車リサイクル法第 138 条 1 号） | |
| ◆ 充填・回収に関する基準を遵守せず、措置命令に違反した場合（フロン排出抑制法第 104 条 1 号） | } 50 万円以下の罰金 |
| ◆ 回収・運搬に関する基準を遵守せず、措置命令に違反した場合（自動車リサイクル法第 139 条 2 号） | |

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律「フロン排出抑制法」（抜粋）

（定義）

- 第2条 この法律において「**フロン類**」とは、クロロフルオロカーボン及びハイドロクロロフルオロカーボンのうち特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和 63 年法律第 53 号）第 2 条第 1 項に規定する特定物質であるもの並びに地球温暖化対策の推進に関する法律第 2 条第 3 項第 4 号に掲げる物質をいう。
- 2 （略）
- 3 この法律において「**第一種特定製品**」とは、次に掲げる機器のうち、業務用の機器（一般消費者が通常生活の用に供する機器以外の機器をいう。）であって、冷媒としてフロン類が充填されているもの（第二種特定製品を除く。）をいう。
- 一 エアコンディショナー
 - 二 冷蔵機器及び冷凍機器（冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機を含む。）
- 4 この法律において「**第二種特定製品**」とは、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号。以下「使用済自動車再資源化法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定エアコンディショナーをいう。

（第一種フロン類充填回収業者の登録）

第27条 **第一種フロン類充填回収業を行おうとする者は、その業務を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。**

（第一種特定製品整備者の引渡義務等）

- 第39条 第一種特定製品整備者は、第一種特定製品の整備に際して、当該第一種特定製品に冷媒として充填されている**フロン類を回収する必要があるときは、当該フロン類の回収を第一種フロン類充填回収業者に委託しなければならない。**ただし、第一種特定製品整備者が第一種フロン類充填回収業者である場合において、当該第一種特定製品整備者が自ら当該フロン類の回収を行うときは、この限りでない。
- 2 （略）
- 3 第一種フロン類充填回収業者（第 1 項ただし書の規定により自らフロン類の回収を行う第一種特定製品整備者を含む。第 6 項、次条第 1 項、第 46 条、第 47 条第 1 項から第 3 項まで、第 48 条、第 49 条第 1 項、第 2 項及び第 6 項から第 8 項まで、第 59 条第 1 項及び第 2 項、第 60 条第 2 項、第 62 条第 3 項及び第 5 項、第 69 条第 1 項及び第 5 項、第 70 条第 1 項及び第 2 項、第 71 条第 2 項、第 73 条第 2 項及び第 4 項並びに第 75 条において同じ。）は、第 1 項本文に規定するフロン類の回収の委託を受けてフロン類の回収を行い、又は同項ただし書の規定による**フロン類の回収を行うに当たっては、第 44 条第 2 項に規定するフロン類の回収に関する基準に従って行わなければならない。**

（第一種フロン類充填回収業者の引取義務）

- 第44条 第一種フロン類充填回収業者は、第一種特定製品廃棄等実施者から、直接に又は第一種フロン類引渡受託者を通じて第 41 条に規定するフロン類の引取りを求められたときは、前条第 1 項の規定による書面の交付又は同条第 6 項の規定による委託確認書の回付がない場合その他正当な理由がある場合を除き、当該フロン類を引き取らなければならない。
- 2 第一種フロン類充填回収業者は、前項の規定によるフロン類の引取りに当たっては、**主務省令で定めるフロン類の回収に関する基準に従って、フロン類を回収しなければならない。**

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則
（第一種フロン類充填回収業者等によるフロン類の回収に関する基準）

- 第40条 法第 44 条第 2 項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。
- 一 第一種特定製品の冷媒回収口における圧力（絶対圧力をいう。以下この号において同じ。）の値が、一定時間が経過した後、別表第一の上欄に掲げるフロン類の圧力区分に応じ、同表の下欄に掲げる圧力以下になるよう吸引すること。ただし、法第 39 条第 1 項に規定する第一種特定製品の整備に際して当該第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の回収を行う場合であって、冷凍サイクル（第一種特定製品中の密閉された系統であって、冷媒としてフロン類が充填されているものをいう。）に残留したフロン類が大気中に放出されるおそれがない場合にあっては、この限りでない。
 - 二 フロン類の性状及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者が、フロン類の回収を自ら行い又はフロン類の回収に立ち会うこと。
- 施行規則別表第一

フロン類の圧力区分		圧力
低压ガス（常用の温度での圧力が 0.3MPa 未満のもの）		0.03MPa
高压ガス（常用の温度での圧力が 0.3MPa 以上 2MPa 未満であって、フロン類の充填量が 2kg 未満のもの）		0.1MPa
高压ガス（常用の温度での圧力が 0.3MPa 以上 2MPa 未満であって、フロン類の充填量が 2kg 以上のもの）		0.09MPa
高压ガス（常用の温度での圧力が 2MPa 以上のもの）		0.1MPa

（フロン類の放出の禁止）

第86条 **何人も、みだりに特定製品に冷媒として充填されているフロン類を大気中に放出してはならない。**

（第二種特定製品搭載自動車の整備の際の遵守事項）

第88条 第二種特定製品が搭載されている自動車（使用済自動車再資源化法第二条第一項に規定する自動車をいう。第 93 条第 1 項及び第 100 条第 1 項第 1 号において同じ。）の整備に際して当該第二種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の回収又は運搬を行う者は、当該フロン類の回収又は運搬を行うに当たっては、**主務省令で定めるフロン類の回収又は運搬に関する基準に従って行わなければならない。**

第二種特定製品が搭載されている自動車の整備の際のフロン類の回収及び運搬に関する基準を定める省令
（自動車の整備の際のフロン類の回収及び運搬に関する基準）

- 第2条 法第八十八条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。
- 一 フロン類の回収に関する基準
 - イ 第二種特定製品の冷媒回収口における圧力（絶対圧力をいう。以下同じ。）の値が、一定時間経過した後、次の表の上欄に掲げるフロン類の充填量に応じ、同表の下欄に掲げる圧力以下になるよう吸引すること。
- | フロン類の充填量 | 圧力 |
|----------|---------|
| 2kg 未満 | 0.1MPa |
| 2kg 以上 | 0.09MPa |
- ロ フロン類及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者が、フロン類の回収を自ら行い又はフロン類の回収に立ち会うこと。
- 二 フロン類の運搬に関する基準
 - イ 回収したフロン類の移充填をみだりに行わないこと。
 - ロ フロン類回収容器は、転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷による漏えいを防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。